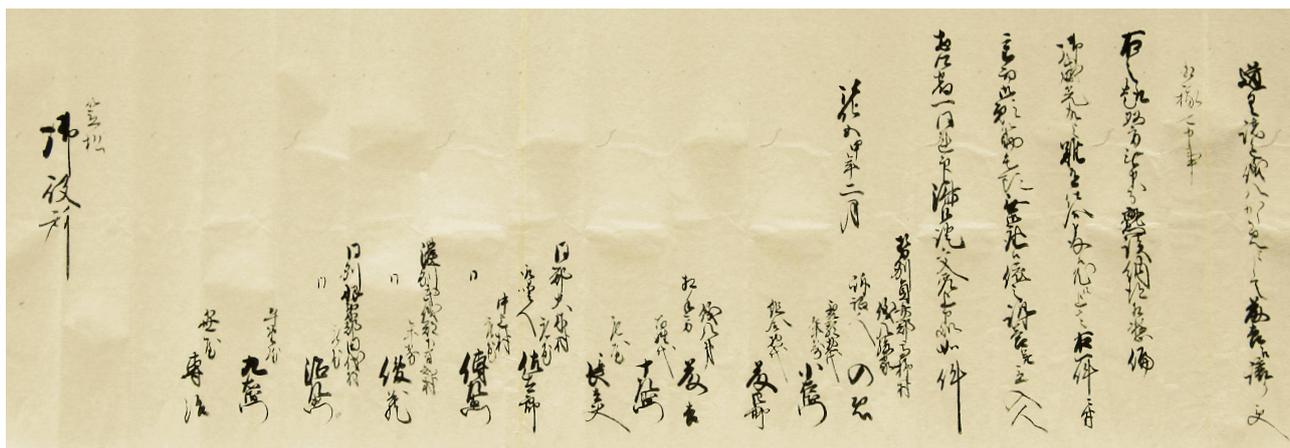
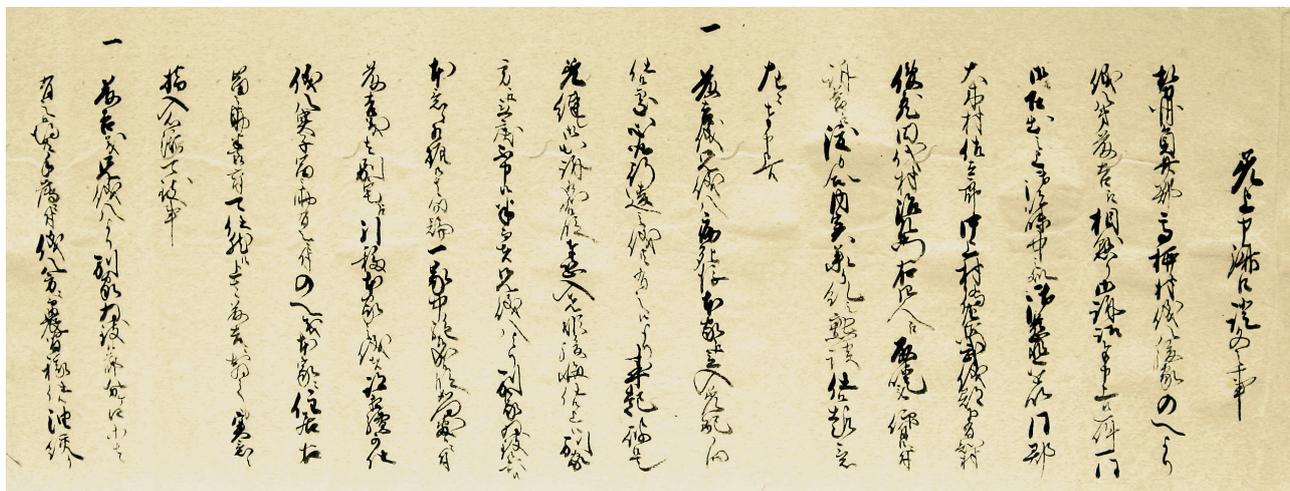


地域史料通信

第3号

2011. 10



(岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵 美濃国武儀郡下有知村山田家文書り 36-1、以下、特に所蔵を明記していない史料は、教育学部郷土博物館所蔵のものです)

上の古文書は、^{こもんじよ}弘化5年(1848)の、^{こうか}伊勢国員弁郡高柳村(現在の三重県いなべ市)のある家の相続をめぐる訴訟の和解文書です。ところが、この古文書は、そこから直線距離で60キロ近く離れた岐阜県関市の旧家に伝えられてきました。なぜでしょうか？

答えは4ページから

目次

はじめに—活動余録—／岐阜県域関係史料—立教大学図書館—	2
仲裁の達人、山田俊蔵	4
交流コラム～岐阜市歴史博物館から～	7
被災行政文書を救う／地域資料・情報センターの活動／編集後記	8

はじめに — 活動余録 —

岐阜大学地域資料・情報センター運営委員（地域科学部准教授）

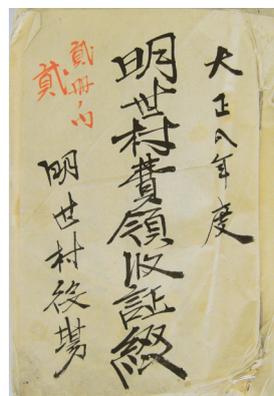
朴澤直秀

地域資料・情報センターでは、教育学部郷土博物館に収蔵された貴重な地域史料の再整理・情報発信事業を進めています。郷土博物館の収蔵史料の大部分については、すでに、昭和40年代に目録が刊行されています。現在の水準からみると不十分な整理ですが、それでも一応、古い目録を手がかりに、史料を検索・閲覧していただくことはできます。

実は古い目録に載せられた史料のほかに、整理途中、ないしは未整理状態の史料が、郷土博物館に収蔵されています。これらについては、保管状況が悪いだけでなく、そもそも存在自体が周知されていないため、閲覧・活用していただくことができません。そこで地域資料・情報センターでは今年度の事業として、それらの整理・目録作成を進めております。

それらの内容は、①江戸時代の地域史料、②「昭和の大合併」での被合併村などに由来する行政史料、③岐阜県師範学校・岐阜県女子師範学校などに由来する史料、に大別されます。これらは、既に失われた組織（江戸時代の村、近代の地方自治体、旧制学校）の実態を知るうえで、かけがえのない手がかりです。一点一点の史料だけでなく、遺された史料を「史料群」として捉え、史料の遺り方なども含めて分析することにより、それを遺した個々の組織について、多くの情報を得ることができるのです。

現在に視点をひるがえしてみると、「平成の大合併」で廃止された多くの自治体が思い起こされます。それらが作成・使用・保管してきた文書は、いうまでもなく重要な地域史料群です。適切かつ持続的な保存措置がとられていくことが、切に望まれます。



大正8年度（1919）
明世村費領収証綴（瑞浪市）
（郷土博物館で整理中の史料）

岐阜県域関係史料 — 立教大学図書館 —

岐阜大学教育学部郷土博物館（以下、郷土博物館と表記）には、さまざまな家に伝わってきた江戸・明治時代を中心とする史料が収蔵されています。それらと、もともと一体であった（同じ家に所蔵されていた）ものが、他の機関などに保存されている場合があります。立教大学にも下記の表に示したように、もともと同じ家にあった史料があります。その目録は、立教大学図書館のウェブサイトにて公開されています。地域資料・情報センターでは、昨年度事業の一環として、立教大学新座保存書庫（埼玉県新座市）を訪れ、調査・撮影を行いました。このうち、撮影済みのものについては、ご覧いただいた

立教大学・岐阜大学所蔵史料対象表

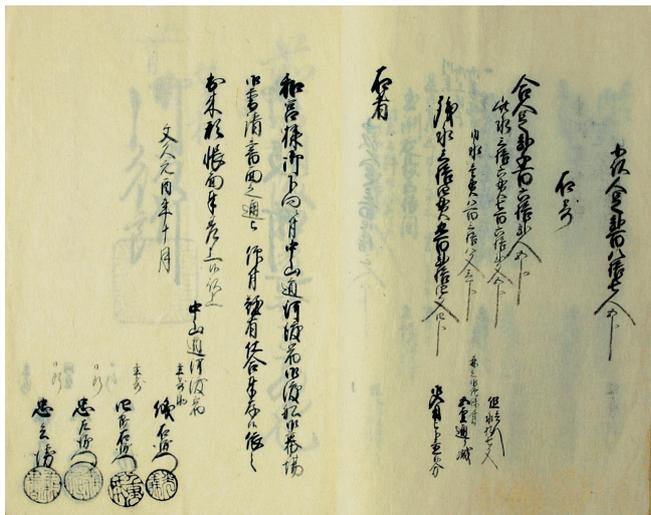
立教大学図書館所蔵史料	岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料
美濃国池田郡八幡村竹中家文書	美濃国池田郡八幡村竹中家文書
美濃国方県郡河渡村文書	美濃国方県郡河渡村村木家文書
美濃国本巣郡長屋村文書	美濃国本巣郡長屋村長屋家文書
美濃国方県郡木田村文書	美濃国方県郡木田村山田家文書

だけです。お問い合わせ下さい。また、今後の刊行物で、調査した史料の内容に関する報告をしていきたいと考えております。

立教大学のほかにも、県外には岐阜県域に由来する史料が多く保管されています。今後も調査を進めていきます。

関連史料発見!! 史料を突き合わせてみると…

ぶんきゆう 文久元年（1861）、こうじよかすのみや 皇女和宮が 14 代将軍徳川家茂に輿入れのため、なかせんどう 中山道を通って京から江戸へ下りました。郷土博物館の美濃国方県郡河渡村（岐阜市）村木家文書には、そのさい臨時に作られた渡船場の絵図が残されています（写真②）。それは前代未聞の大行列で、大規模な臨時設備が必要でした。立教大学所蔵の河渡村文書を調査したところ、その渡船場の工事報告書があることがわかりました（写真①）。それによると、川を挟んで作られた東西2カ所の御幕場の工事（写真矢印参照）には、のべ2,162 [人×日]余りの労働力の動員が必要だと算定されたことが確認できます。史料をさらに検討すると、渡船場の構造や長良川の状況の他、さまざまな事がもっと明らかになるでしょう。



①文久元年（1861）和宮様御下向二付中山道河渡宿渡船場御普請出来形帳（美濃国方県郡河渡村文書、立教大学図書館所蔵）



②文久元年（1861）和宮様御下向之節渡船場絵図（村木家文書は17）

地域資料・情報センターの刊行物

- 『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(1) 美濃国方県郡河渡村 村木家文書目録』
- 『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(2) 美濃国方県郡木田村 山田家文書目録』
- 『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(3) 美濃国武儀郡下有知村 山田家文書目録』
- 『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録別冊(1) 岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵 村絵図』
- 『岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター 地域史料通信』 創刊号～第2号

※冊子での閲覧… 岐阜県内の各図書館、岐阜県近接の県立図書館、全国の大学の日本史研究室など

※インターネットでの閲覧… 岐阜大学機関リポジトリ (<http://repository.lib.gifu-u.ac.jp/>、岐阜大学図書館からリンクしています)
岐阜大学地域資料・情報センター HP (<http://rilc.forest.gifu-u.ac.jp/>)

仲裁の達人、山田俊蔵

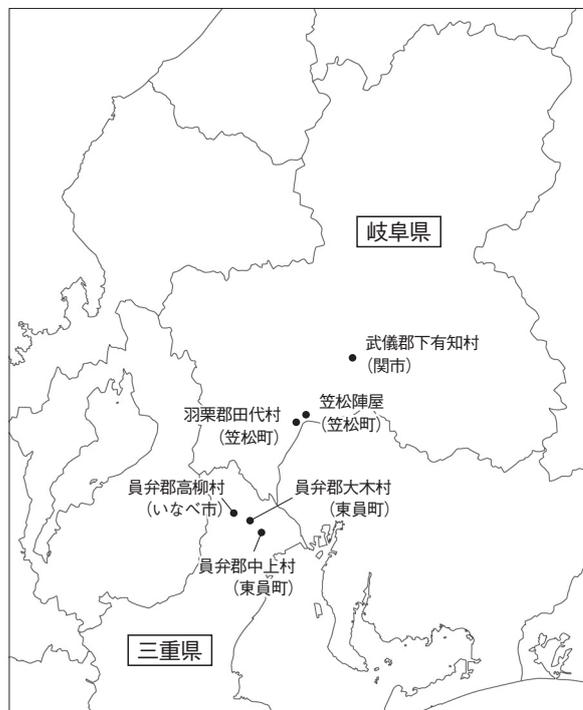
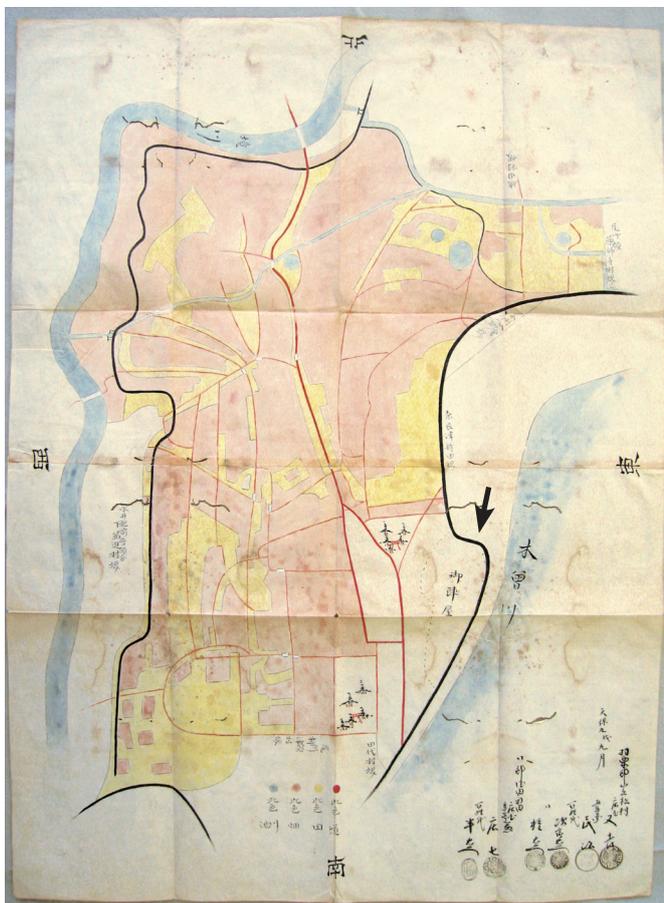
濟口証文～訴訟の和解文書～

表紙の古文書は、訴訟の和解文書で、当時の言葉で「**濟口証文**」と言います。

江戸時代の末、伊勢国員弁郡高柳村（三重県いなべ市）にいた儀八の後家の**のゑ**が、儀八の弟の**藤吉**を訴えました（この箇所）。儀八の病死後、別家していた藤吉が本家に立ち入り指図したことにより、**のゑ**との間に行き違いがあり、訴訟に発展したのです（この箇所）。

高柳村は、この時点で江戸幕府の直轄領（幕領）でした。そのため、訴状は美濃国と伊勢国北部の幕領を管轄していた**笠松陣屋**（岐阜県笠松町）に提出されました。高柳村から笠松陣屋へ行くには1日がかかりで、途中からは木曾川を使って船で行くことが多かったようです。笠松には、訴訟のため赴いた人々の宿泊と訴訟の手助けをする「郷宿」が数軒ありました。この訴訟には、「**平野屋**（九右衛門）」「**笹屋**（専治）」（F）の2軒がかかりました。それぞれに訴訟人（原告、C）、相手方（被告、D）が泊まり、訴訟に必要な書類の作成などが行われました。郷宿へは報酬を支払うので、訴訟が長引くと経費が膨らみ訴訟関係者の負担が大きくなります。このため、訴訟は速やかに終わらせるようにと通達も出されていました。

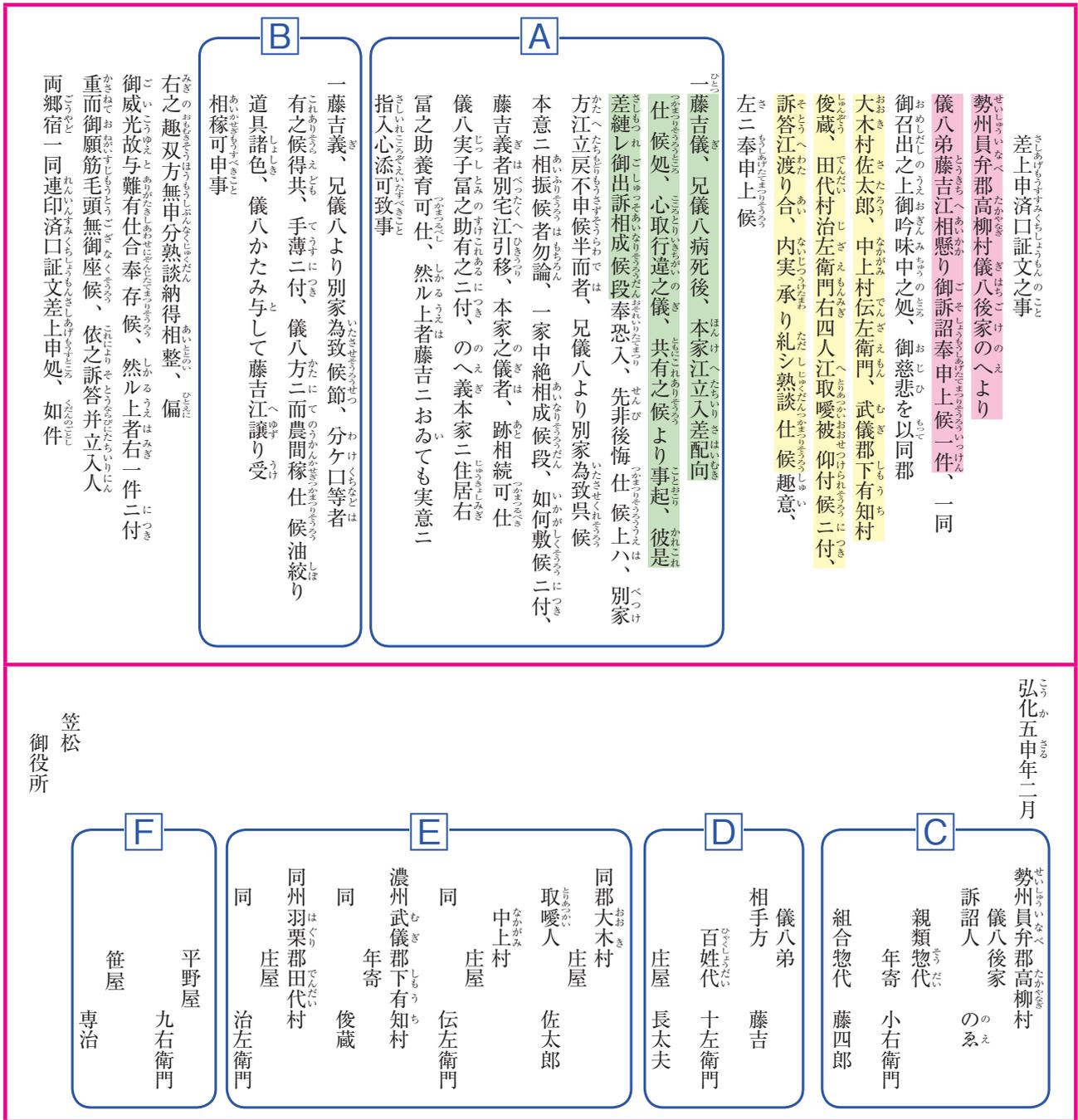
江戸時代、訴訟の解決方法として内済（和解）が基本とされていました。訴訟の仲裁・調停役を取
喰人（立入人）と言います。この訴訟では、伊勢国員弁郡**大木村**（三重県東員町）の**佐太郎**、同国
同郡中上村（三重県東員町）の**伝左衛門**、美濃国武儀郡下有知村（岐阜県関市）の**俊蔵**、同国羽栗郡



高柳村の訴訟関係村々・笠松陣屋の位置図

←天保9年（1838）羽栗郡笠松村徳田新田耕地絵図（美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書、岐阜県歴史資料館所蔵）

※木曾川右岸に「御陣屋」（笠松陣屋、矢印参照）とあり



表紙写真の古文書（ふりがなは読み方の一例）

田代村（岐阜県笠松町）の治左衛門ら、幕領の村の村役人が取喰人となるよう命じられました。彼らが訴訟人と相手方、双方の主張の事実確認をして和解をまとめたのです（この箇所）。和解の内容は、①藤吉は別宅へ移り、本家は儀八の実子の富之助が相続し、のゑが本家に住居して彼の養育を行うということ（A）、②藤吉に儀八のかたみとして農間稼ぎ用の油絞り道具を譲り渡すということでした（B）。

この和解の内容を記したものが済口証文であり、訴訟人（C）・相手方（D）・取喰人（E）・郷宿（F）の連名で、郷宿によって清書され笠松陣屋に提出されました。また、その写しが訴訟人・相手方・取喰人ら、それぞれに渡され保管されました。そのうちの1枚が、下有知村の俊蔵の家に伝えられたのです。

山田俊蔵が関わった訴訟

年(西暦). 月	訴訟内容	訴訟関係村等〔所在地〕
天保8(1837). 3	武儀郡関村出火にて差入組み、傷受け事件	武儀郡関村・吉田村〔関市〕
弘化2(1845). 2	武儀郡八幡村の者より水車稼ぎの件	武儀郡八幡村・関村〔関市〕
弘化2(1845). 11	武儀郡関村鎮火祭時の傷受け事件	加茂郡市平賀村、武儀郡関村〔関市〕
弘化3(1846). 5	西田原村の者、吉田村の者より傷受け事件	加茂郡西田原村、武儀郡関村・吉田村大門町、加茂郡黒岩村・伊辺村〔関市、坂祝町、美濃加茂市〕
弘化4(1847). 6	多芸郡有尾新田百姓より年貢未進などの件	多芸郡有尾新田〔養老町〕
弘化4(1847). 12	多芸郡金屋村と飯積村の百姓より大跡村の者へ取替金の件	多芸郡金屋村・飯積村・大跡村〔養老町〕
弘化5(1848). 2	伊勢国員弁郡高柳村の者の相続の件	伊勢国員弁郡高柳村〔三重県いなべ市〕
嘉永元(1848). 4	真桑井水路字定水所の積籠出入りの件	真桑井組六分方(本巢郡上真桑村、他1か村)、四分方(大野郡更地村、他5か村)〔本巢市、大野町〕
嘉永元(1848). 9	可児郡塩河村の村方騒動	可児郡塩河村〔可児市〕
嘉永2(1849)～ 嘉永4(1851)	伊勢国桑名郡油島新田地先締切喰違所普請出入りの件	桑原輪中、尾張国立田輪中・神明津輪中、伊勢国金廻輪中・七郷輪中、本阿弥輪中、高須輪中〔羽島市、愛知県愛西市・稲沢市、海津市、三重県桑名市〕
嘉永3(1850). 6	中島郡小藪村の村方騒動	中島郡小藪村〔羽島市〕
嘉永3(1850). 8	山県郡植野村の頼母子、休講の件	山県郡植野村・中屋村・世保村、武儀郡小屋名村〔関市、岐阜市〕
嘉永3(1850). 10	山県郡戸田村・側島両組合逆出普請の件	山県郡戸田村・側島村〔関市〕
嘉永5(1852). 3	山県郡溝口村庄屋・世保村庄屋より土岐郡大富村へ貸金滞りの件	山県郡溝口村・世保村、土岐郡大富村〔岐阜市、土岐市〕
嘉永5(1852). 6	各務郡各務村の村方騒動	各務郡各務村〔各務原市〕
嘉永5(1852). 11	山県用水井組14か村の砂浚い諸入用割賦方の件	山県郡溝口村・福富村・世保村、他10か村〔岐阜市〕
嘉永6(1853). 3	武儀郡上有知村の猿尾、横越村より取り払いの件	武儀郡上有知村・横越村〔美濃市〕
嘉永6(1853). 9	山県郡小倉村の村方騒動	山県郡小倉村〔山県市〕
嘉永6(1853). 9	海西郡野寺村の者の相続の件	海西郡野寺村〔海津市〕
嘉永7(1854). 3～5	山県郡戸田村庄屋・年寄より同村の百姓へ年貢役など諸勘定滞りの件	山県郡戸田村〔関市〕
嘉永7(1854). 4	加茂郡西田原村の村方騒動	加茂郡西田原村〔関市〕
嘉永7(1854). 8	方県郡河渡村の村方騒動	方県郡河渡村〔岐阜市〕
嘉永7(1854)	土岐郡大富村の村方騒動	土岐郡大富村〔土岐市〕
安政2(1855)～ 安政3(1856)	山県郡植野村より同郡千疋村へ秣場(まぐさば)苧取りなどの件(破談に終わる)	山県郡植野村・千疋村〔関市〕
安政2(1855). 9	厚見郡下川手村地内に水害防止土手築立ての件	羽栗郡徳田村・印食新田・徳田新田、他6か村、厚見郡下川手村・高河原村〔岐南町、笠松町、岐阜市〕
安政3(1856). 3	山県郡円原村内の地境の件	山県郡円原村〔山県市〕
安政3(1856). 10	武儀郡小屋名村の村方騒動	武儀郡小屋名村〔関市〕
安政4(1857). 5	安八郡仏師川村年寄より同村の者へ五人組帳印形の件	安八郡仏師川村〔海津市〕
安政4(1857). 6～8	加茂郡市平賀村の村方騒動	加茂郡市平賀村〔関市〕
安政5(1858). 3	羽栗郡不破一色村の村方騒動	羽栗郡不破一色村〔羽島市〕
安政5(1858). 6	山県郡溝口村の地境などの件	山県郡溝口村〔岐阜市〕
安政5(1858). 11	山県郡葛原村の者より持山杉林の地境の件	山県郡葛原村〔山県市〕
安政6(1859). 4	山県郡千疋村の村方騒動	山県郡千疋村〔関市〕
安政6(1859). 4～9	伊自良谷村々の鋤祭中の乱妨の件	山県郡小倉村・藤倉村・大岡村、他8か村〔山県市〕
文久元(1861). 9	加茂郡加治田村より絹丸村へ林山の芝草苧取り・用水の件	加茂郡加治田村・絹丸村〔富加町〕
文久元(1861). 9	石津郡本阿弥新田の村方騒動	石津郡本阿弥新田〔海津市〕
文久2(1862). 4	海西郡森下村の村人内での金銭・畑地譲り渡しの件	海西郡森下村〔海津市〕
文久2(1862). 11	尾州御領武儀郡上有知村の者より郡上郡小那比村外14か村へ廻米買納代金滞納の件	武儀郡上有知村、郡上郡小那比村・野々倉村・洲河村、他12か村〔美濃市、郡上市〕
文久3(1863). 7	石津郡小坪新田より多芸郡江組六か村へ悪水落ちの件	石津郡小坪新田、多芸郡根古地新田・大場新田・下笠村、他3か村〔養老町〕
万延～文久期カ (1860～1864)	武儀郡小屋名村の十社祭礼時、庄屋方へ押し入りの件	武儀郡小屋名村、各務郡芥見村〔関市、岐阜市〕

(岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵の美濃国武儀郡下有知村山田家文書・美濃国方県郡河渡村村木家文書、岐阜県歴史資料館所蔵笠松陣屋堤方役所文書などから作成)

俊蔵（山田俊蔵）は、下有知村「上知分」*の村役人（年寄・庄屋）や、郡中惣代（幕領を管轄する役人と領内の村々との仲介役）、武儀郡の惣代を勤めた人物です。彼が村役人であった天保8年（1837）から文久3年（1863）の間、確認できるだけで40件もの訴訟の取戻人となりました（左表参照）。その多くが幕領内の訴訟で、傷害事件から家の相続、年貢の未納、村役人の不正をめぐる騒動、水利問題、土地の権利をめぐる争いなど、多岐にわたっています。取戻人の役割は仲裁にとどまらず、その和解の内容が実施できているかどうか、ということにまで責任を負ったようです。

俊蔵は、享和3年（1803）の生まれで加茂郡加治田村（富加町）の医師の弟でしたが、文政6年（1823）に下有知村で村役人を勤めた山田次右衛門の養子となりました。次右衛門は、下有知村の旗本領の庄屋や地詰代官（旗本の知行地に居住して支配実務を担う家臣）などを勤めていました。また次右衛門の実子（＝俊蔵の義兄）と思われる治右衛門や、俊蔵の息子の政次郎は上知分の庄屋を勤めました。下有知村山田家文書には、俊蔵だけでなく、次右衛門・治右衛門・政次郎らが関わった訴訟関係史料も残されています。また、幕府が編集した法令集『公事方御定書』の写などもあります。俊蔵個人だけではなく、山田家としても訴訟や内済への関わりが深かったようです。

*下有知村は、複数の支配単位に分かれ、それぞれに村役人が置かれていました（このような状態を「相給」と言います）。文政7年（1824）以降は、幕領（古領）、幕領（上知分）、旗本領（旗本池田家の知行地）、及び龍泰寺領に分かれていました。

◆史料の閲覧や画像の印刷媒体などへの利用の場合、事前に下記連絡先までご連絡ください。

〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 岐阜大学教育学部本館5F 郷土博物館 Tel(058)293-2223 または(058)293-2209

交流コラム～現場から～

《岐阜市歴史博物館から》

岐阜市歴史博物館は、年間数回の展覧会や各種講座・イベントなどを開催しています。同時に、こうした「表の顔」の基礎となる調査活動にも取り組んできました。

当館には現在3万件近くの資料が収蔵されています。中には、一件でたくさんの方が含まれているものがあり、その代表格が古文書です。蔵を取りこわす、家庭での保管が難しくなったなどの事情で寄贈やお預けをいただくことが多く、古書市に売り出されたものも岐阜市域の古文書は可能な限り購入するように努めています。しかし、博物館の文献担当学芸員だけでは、一件で数百から数千点を数える古文書の整理には手が及びません。そのため、博物館建設の準備段階から岐阜大学教養部（現在は地域科学部）や教育学部の先生、学生の皆さんに整理をお願いしてきました。古文書一点ごとに袋詰めとデータ採取をする作業は根気がいりますが、地域の生きた歴史に触れることができ、新事実の発見も多く、読み進めていくうちに複数の史料の繋がりに気付いたときの喜びは格別です。

調査の成果は古文書目録として発行するとともに、展示活動や講座、地域史の叙述などに役立てています。博物館の展示で古文書を御覧になったときは、地味な調査活動が背後にあることを想像していただければ嬉しく思います。



今年度（2011年度）の整理風景

被災行政文書を救う

人間文化研究機構 国文学研究資料館准教授 西村 慎太郎

東日本大震災によって、多くの歴史的な遺産が取り返しのつかない被害を受けた。津波で流された歴史的な遺産は数知れない。とりわけ、古文書など紙で書かれたものの被害は甚大であり、水損した資料の救助が進められている。紙は水に濡れると紙同士が固着してしまったり、カビなどが発生してしまう。以前ではこのような水損した古文書についての救助は困難であったものの、近年では救助の方法が確立しつつあり、もし水害によって古文書類が被害を受けた場合も専門家の手に委ねれば救い出すことができる場合もある（詳細は松下正和・河野未央編『水損史料を救う』岩田書院ブックレット アーカイブズ系⑫、2009年）。

他方、市民のために蓄積され、自治体運営の要となるべき行政文書についても、その救助活動が進められている。筆者の勤務する国文学研究資料館では岩手県釜石市の行政文書の救助を進めており、数千冊に及ぶファイルの乾燥作業を行なっている最中だ。その方法とはキッチンペーパーで水を吸い取るというシンプルなものだが、津波による海水の影響か、カビや固着があまり見られない。但し、今後の塩害の可能性は否定できず、状況を注視している段階だ。

文化財などの話題についてはメディアで大きく取り上げられているものの、行政文書についてはあまり報道されていない。この点、現代日本の文書管理意識の希薄さが如実に表れていると評価せざるを得ないであろう。



津波が押し寄せ水没した釜石市役所書庫

地域資料・情報センターの活動

センターでは、岐阜県内の各市町村の行政資料・歴史資料等、また先生方や有志の方より寄贈いただいた資料を随時収集・整理し、大学内外の研究活動に寄与しています。

センターで扱う資料は、例えば長良川河口堰関係のもののように、現在進行形のものも多く、それらの情報を公開すべく、現在ホームページの更新作業を進めています。本誌の刊行時期には更新する予定です。(URLは下記参照)

編集後記

『地域史料通信』第3号をお届けします。本号では国文学研究資料館の西村さんから、東日本大震災の被災地での文書救出活動についてご寄稿いただきました。また、岐阜市歴史博物館の方からもご寄稿を賜りました。皆様、本当にありがとうございました。史料整理をしながらの編集作業は大変ですが、より多くの皆様に関心を持っていただきたいと思っております。(中尾喜代美)

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター 地域史料通信 第3号

発行日 2011年10月27日 年1回刊行(予定)

編集・発行 岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1 Tel (058)293-3323 Fax (058)293-3324

http://rilc.forest.gifu-u.ac.jp/ E-mail : archives@gifu-u.ac.jp